

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

生活援助従事者研修(通信課程)

学 則

1 開講目的

生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野をひろげるとともに、担い手の質の確保ができるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識などを習得することを目的としている。

2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 生活援助従事者研修

課 程:生活援助従事者研修課程(通信授業)

3 研修事業者及び主たる事務所の所在地など

| 項 目 | 内 容 | |
|--------|------------|---|
| 研修事業者 | 事業者名 | 東北福祉カレッジ |
| | 法人名 | 株式会社中川 |
| | 所在地 | 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-18 |
| | 代表者名 | 代表取締役 中川 裕章 |
| 問い合わせ先 | 主たる事務所の所在地 | 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-50-2 |
| | 電話番号 | 022-256-1931 |
| | FAX 番号 | 022-281-8316 |
| | ホームページ | http://www.tohoku-fukushi.com |
| | 電子メールアドレス | info@tohoku-fukushi.com |

4 会 場

〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地4プラザ和光ビル1F(宮城野区会場)

〒980-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18(第1 青葉区会場)

〒983-0003 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2(第2 青葉区会場)

〒982-0843 宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3-11-10(太白区会場)

5 年間の開講時期とカリキュラム

生活援助従事者研修(面接授業) 30.5 時間

| 回次 | 時間数 | 時間 | 時間数 | 区分 | 科目・項目 |
|-----|------|-------------|-----|----|--|
| 1 日 | 6.5H | 9:00～10:00 | 1 | 講義 | 多様なサービスの理解 |
| | | 10:15～11:15 | 1 | 講義 | 介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| | | 11:30～13:00 | 1.5 | 講義 | 人権と尊厳を支える介護 |
| | | 14:00～15:30 | 1.5 | 講義 | 自立に向けた介護 |
| | | 15:45～16:05 | 0.5 | 講義 | 介護職の役割、専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理 |
| | | 16:20～17:20 | 1 | 講義 | 介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全 |
| 2 日 | 6H | 9:00～10:00 | 1 | 講義 | 医療との連携とリハビリテーション |
| | | 10:15～11:15 | 1 | 講義 | 介護保険制度、障害福祉制度及びその他の制度 |
| | | 12:15～13:45 | 1.5 | 講義 | 介護におけるコミュニケーション |
| | | 14:00～15:30 | 1.5 | 講義 | 介護におけるチームコミュニケーション |
| | | 15:45～16:45 | 1 | 講義 | 老化に伴うところとからだの変化と日常、高齢者と健康 |
| 3 日 | 6H | 9:00～10:00 | 1 | 講義 | 認知症を取り巻く状況、医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |
| | | 10:15～11:15 | 1 | 講義 | 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活、家族への支援 |
| | | 11:30～12:30 | 1 | 講義 | 障害の基礎的理解、障害の医学的側面、生活障害、 心理・行動の特徴、かかわり支援などの基礎的知識 |
| | | 13:30～14:30 | 1 | 講義 | 家族の心理、かかわり支援の理解 |
| | | 14:45～15:45 | 1 | 講義 | 介護の基本的な考え方、介護に関するところの仕組みの基礎的理解 |
| | | 16:00～17:00 | 1 | 講義 | 介護に関するからだのしくみの基礎的理解、生活と家事 |
| 4 日 | 6H | 9:00～10:00 | 1 | 講義 | 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | 10:15～11:15 | 1 | 講義 | 快適な居住環境整備と介護、 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | 11:30～12:30 | 1 | 講義 | 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護、 |

| | | | | | |
|----|----|-------------|-----|----|----------------------------------|
| | | | | | 睡眠に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | 13:30～14:30 | 1 | 講義 | 入浴、清潔の保持に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 |
| | | 14:45～16:45 | 2 | 実習 | 移動・移乗に関連したところからだのしくみと自立に向けた介護 |
| 5日 | 6H | 9:00～10:00 | 1 | 講義 | 死にゆく人に関したところからだのしくみと終末期介護 |
| | | 10:15～11:15 | 1 | 講義 | 介護過程の基礎的理解 |
| | | 11:30～13:00 | 1.5 | 演習 | 総合生活支援技術演習 |
| | | 14:00～15:00 | 1 | 講義 | 振り返り |
| | | 15:15～16:15 | 1 | 講義 | 就業に備えと研修修了後における継続的な研修 |
| | | 16:30～17:00 | 0.5 | 試験 | 評価試験(修了評価は7割以上とする) |

開講時期

開講スケジュールに関しては、都度、HP 及び別添資料を受講者へ郵送にて告知する。

6 受講定員

1学級 20名 計4学級 年間 80名

都度、開催告知にて募集時に、開講 約1週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。

7 受講資格

1. 国籍を問わず、無資格での受講も認める。
2. 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者。
3. 選考に至っては書類・面接等で判断とし、当カレッジが適切と認めたもの。

8 講師氏名

| 号 | 名前 | 保有資格 |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 沼倉 斉子 | 看護師・介護支援専門員 |
| 2 | 川崎 初美 | 理学療法士、福祉用具プランナー |
| 3 | 渡邊 京子 | 介護福祉士、福祉用具専門相談員 |

9 募集要項

① 募集期間

開講する実施月の約1か月前より開講日 約1週間前までを募集期間とする。

② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付またはFAXしていただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知(8日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。)する。
3. 本人確認のため証明書(運転免許証、健康保険証の写し、資格証明書等の身分証明ができるもの)を添付すること。
4. 受講料の振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布、これをもって受講手続完了とする。

10 授業料、実習費など

- ① 入学科・実習費:無料
- ② 授業料(※教材費、課題集、修了証書一式含む)

生活援助従事者研修:29,990(税別)

11 評価及び養成課程・添削指導方法

面接授業

1. 通学授業科目は、30.5時間全過程の出席が認められるもので、最終日の評価時に100点満点中70点以上を取得したものが合格となる。
2. 不合格者は補習を行い、再評価を受ける。再評価時、不合格者は未修了となる。

12 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 面接授業欠席の場合、他クラスに振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることにする。
2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には 1 時間当たり 3,000 円を別途徴収する。

13 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

14 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

15 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

1. 遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。
2. 施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。
3. 故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。
4. そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

16 修了書の交付

1. すべての面接授業及び通信課程の提出状況、出席状況、評価試験の 7 割以上の基準点を合格した者に対して、修了証書および携帯用修了証明書を発行する。

2. 修了者の名簿は電子データにより一元管理し、毎年所管県に対して修了者実績として報告する。

17 休校日(面接授業)

校長の判断により定められる。(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)

18 研修期間

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

19 使用教材

生活援助従事者研修(59時間)テキスト 中央法規出版 2018 12/20 2500円(税別)

附則 この学則は、2019年6月1日より施行する。